

## 公益社団法人日本地震工学会 受託研究取扱細則

2013年5月1日制定

2014年3月13日改訂

### (総則)

第1条 本会が受託する研究・調査・試験等（以下「受託研究」という。）は、この規程によるものとする。

### (受託研究の範囲)

第2条 受託研究は、地震工学分野に関する学術・技術の進歩・発展に寄与し、かつ高度の学識経験を要するものまたは本会が実施するにふさわしいと認められるものとする。

2. 受託できる機関は、官公庁、地方自治体、公益団体および民間企業等とする。

### (受託の決定)

第3条 受託研究の実施の諾否は、委託者よりあらかじめ提出された委託研究依頼書に基づいて理事会が決定する。

委託研究依頼書には、次の事項が記載されていることとする。

- (1) 委託（受託）研究の名称
- (2) 委託（受託）研究の目的および内容
- (3) 委託（受託）研究の実施期間
- (4) 委託（受託）研究費
- (5) その他必要と認められる事項

### (受託研究委員会)

第4条 受託研究は、既設研究委員会あるいは別途設置する受託研究委員会（以下「受託研究委員会」という。）が実施する。

2. 受託研究の責任者は、受託研究委員会の委員長とする。

### (契約)

第5条 受託研究委員会の委員長は委託者と協議の上、委託（受託）契約書を作成し、委託者、本会がおのおのその1通を保有するものとする。

2. 契約の受託者は会長とする。

契約書には、つぎの事項を記載することとする。

- (1) 受託研究の名称
- (2) 受託研究の目的および内容
- (3) 受託研究の実施期間

- (4) 受託研究費
- (5) 前号の受託研究費の支払い条件等に関する事項
- (6) 報告書に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(報告書)

第6条 受託研究が完了したときは、受託研究委員会は報告書を作成し、委託者および理事会に提出する。

(成果の取扱い)

第7条 研究成果を公表する場合は、あらかじめ委託者と協議する。

(受託研究経費)

第8条 受託研究に要する経費は、これを分けて直接経費と一般経費とする。

- 2. 一般経費は、受託研究費総額に対して、一律25%とする。
- 3. 受託研究費は、原則として前納されるものとする。
- 4. 受託研究が完了したときは、受託研究委員会は受託研究費の精算を行う。

(記録)

第9条 本会は、受託研究ごとに帳簿を備え、受託契約等の年月日および金銭出納の明細、その他必要事項を記録・保管する。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。